

戸籍制度が利用しやすくなります

法の改正により、3月1日から戸籍制度が利用しやすくなります。

☆詳しくは、戸籍係へ。



◎戸籍謄本などがどこでも取得できるように

本籍地以外の市区町村の窓口でも、戸籍証明書・除籍証明書を請求できるようになります。

◇対象 本人、配偶者、直系尊属(父母、祖父母など)、直系卑属(子、孫など)

※兄弟姉妹・代理人による請求はできません。

◇請求方法 窓口に来る方の顔写真付きの本人確認できる書類(マイナンバーカード、運転免許証など)を持って、市役所窓口で

※市役所市民課(本庁)でのみ受け付けます。

戸籍証明書の取得には、時間がかかる場合があります。時間に余裕を持ってお越しください！



※郵送などによる請求はできません。

※出生から死亡までの戸籍証明書の請求、転籍をしているなど、複数の戸籍証明書が必要となる場合には、交付に時間がかかることがあります。

※コンピュータ化されていない一部の戸籍・除籍や附票の請求はできません。

◎戸籍届け出に戸籍証明書などの添付が不要に

本籍地ではない市区町村に婚姻届や転籍届などを提出するときに必要だった戸籍証明書などの添付が、原則不要となります。

市役所市民課窓口の混雑が予想されます

引っ越しが多い3月～5月中旬(特に3月下旬～4月上旬)は、例年、市役所市民課の窓口が混み合います。中でも、午前11時～午後3時の時間帯、月曜日、祝日の翌開庁日は、たいへん混雑することがあります。

住所変更の届け出と同日に、住民票の写しの請求や、印鑑登録の手続きなどを行う方は、お待ちいただく時間が長くなります。このほかにも、国民健康保険、児童手当、小・中学校などに関する手続きが必要な場合は、更に時間に余裕を持ってお越しください。

◎転出届はマイナポータルから

転出する方で、マイナンバーカードをお持ちの場合は、マイナポータルからも手続きできます。



◎混雑状況を確認できます

市役所市民課窓口(本庁)の混雑状況は、窓口混雑情報サイト「昭島市なう！」で確認できます。



☆詳しくは、市民課へ。

3月24日(日)・4月7日(日)に市役所本庁で市民課臨時窓口を開設



次のとおり臨時窓口を開設します。本人確認できる書類(マイナンバーカード、運転免許証など)、転出証明書(転入のみ/マイナンバーカードによる転出手続きをした方は不要)をお持ちください。

◇時間 午前9時～午後5時

◇場所 市役所市民課

※東部出張所など他の出張所では開設しません。

◇受け付け内容

*転入、転出(市外への引っ越し)、転居(市内での引っ越し)の届け出

*住民票の写し、昭島市にある戸籍の証明書の発行

*印鑑登録

*印鑑登録証明書の発行

◇注意事項

*転入・転居は、新しい住所に住み始めてからでないと手続きできません。

*転入・転居の手続きには、住民基本台帳カード、マ

イナンバーカード、在留カード、特別永住者証明書が必要です(いずれもお持ちの方のみ)。

*戸籍の届け出と同時の転入や、海外からの転入など、他の市区町村への確認が必要な場合は、証明書の発行や印鑑登録が翌日以降になります。

*臨時窓口では、昭島市以外に本籍のある戸籍の証明書は発行できません。

*出生や死亡など戸籍に関する届け出は、臨時窓口開設日も市役所西側出入口の警備員室で受け付けます。

*他の市区町村で、住民基本台帳カード、マイナンバーカードによる転出手続きを、前日または当日にした方は、転入の手続きができません。

*臨時窓口では、国民健康保険や児童手当などの手続きができないため、後日、担当課から連絡する場合があります。

☆詳しくは、市民課へ。